

一部繰上償還申出書

繰上予定年月
令和 年 月

職員番号

一部繰上償還する貸付種別	貸付番号	貸付年月日
		平成 年 月 日 令和 年 月 日

区 分	未償還元金 (繰上月末現在)	経過利息	合 計	未償還回数 (繰上月末現在)	1回の償還額
毎月償還					
ボーナス償還					
計					

区 分	一部繰上償還額	一部繰上償還内訳		一部繰上償還後	
		経過利息	元 金	未償還回数	1回の償還額
毎月償還					
ボーナス償還					
計					

※繰上資金は、毎月償還は10万円以上、ボーナス併用償還は20万円以上。
※繰上資金の1/2以上をボーナス償還へ充てる。
※繰上後のボーナス償還回数は、毎月償還回数の1/6以内。

いずれかを記入。(注)
繰上前の未償還回数より多く設定することはできません。
償還額は次のような記入でも結構です。
・2万円前後 ・現在と同程度

(注) 住宅借入金等特別控除を受けている方で、一部繰上後も所得税の控除を希望する方は、償還開始から完了までの期間が10年(120回)以上となるよう、償還回数を優先して設定してください。
※償還済回数+一部繰上後の償還回数≥120回

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を一部繰上償還し、繰上償還後の償還回数又は償還額を上記のとおりとしたいので申し出ます。

公立学校共済組合愛媛支部長 様

令和 年 月 日

申 出 者	所 属 所 名		
	所 属 所 コ ー ド	所 属 所 電 話 番 号	
		— —	
	職 名	フリガナ	
		氏 名	

- ・ 申込日及び太枠内を記入し(それ以外の箇所は記入不要)、希望する月の10日(必着)までに提出してください。
- ・ 納付書は繰上償還予定月の18日頃に送付しますので、25日(金融機関が休業日の場合は前営業日)までに振込んでください。
- ・ 支部作成の納付書により伊予銀行の窓口で振込む場合は、振込手数料は無料です。
- ・ 繰上償還月は現在の償還額で、繰上償還月の翌月から新償還額で償還することとなります。